

空港 DX 技術実装推進会議
設置規約

(設置の目的)

第 1 条 一部空港において実装が進む空港 DX 技術を、事業のプライオリティ付けや課題の整理等を通じ、実装主体となる関係者の経営層の強いコミットメントのもと本格的に実装し、空港業務（グランドハンドリング・保安検査）を持続的に維持、発展させるため、官民一体の推進枠組みとして「空港 DX 技術実装推進会議」を設置する。

(会議の構成)

第 2 条 本会議は、別紙に掲げる委員で構成する。

(会議の開催)

第 3 条 本会議は、原則非公開とする。

2 本会議の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。

3 本会議の議事要旨は、事務局が委員の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第 4 条 本会議の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課に置く。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、検討会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項については、本会議で定めるものとする。

附則

この規約は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。